

寺院の適切な管理運営について

▷ 寺院合併 ③

寺院活動支援部 〈一般寺院担当〉

宗門総合振興計画の一環として、適正な寺院運営の啓蒙・普及のため、『宗報』（平成30年4月号）より、寺院の運営に直接関わる「願記等」の取り扱いについて掲載しております。

今号は引き続き、寺院合併の手続きについて掲載いたします。

▽ 吸収合併寺院（甲）における 合併手続きについて

被吸収合併寺院（乙）から合併を希望する旨の照会を受け、その回答の後、あらかじめ所属するご門徒に対し、理解を求めするための機会（説明会等）を設ける必要があります。

寺院合併について、ご門徒の同意が得られた場合、その後、吸収合併寺院（甲）において必要となる合併手続きは、以下の通りです。

1. 門徒総代への諮問

以下の事項について、門徒総代の同意を得ます。

- (1) 被吸収合併寺院（乙）を吸収合併することについて
- (2) 合併契約の内容について

〔註〕 合併契約書（案）は、事前に両寺院で協議したう

えて作成し、吸収合併であること、権利義務の承継、被吸収合併寺院（乙）の本尊・門徒の帰属、包括法人（浄土真宗本願寺派）に変更はないこと等を盛り込みます。

2. 責任役員会での議決

門徒総代の同意を得た以下の事項について、責任役員会で議決します。

- (1) 被吸収合併寺院（乙）を吸収合併することについて
- (2) 合併契約の内容について

3. 門徒その他の利害関係人に対する公告の実施

門徒その他の利害関係人に対し、合併契約書（案）の要旨を示して、責任役員会における意思決定に意見があれば、公告終了日より2か月以内に申し述べるべき旨の公告をします。

なお、門徒その他の利害関係人より意見があれば、その意見を十分に考慮して、手続きを進めるかどうか再検討する必要があります。

4. 財産目録等の作成

門徒その他の利害関係人に対する公告をした日から2週間以内に、財産目録を作成します。

公益事業又は収益事業を行っている場合には、財産目録のほか貸借対照表も作成します。

〔註〕 貸借対照表は、公益事業、収益事業ごとに、ま

めて作成します。

5. 債権者に対する公告・催告の実施

門徒その他の利害関係人に対する公告をした日から2週間以内に、債権者に対し、合併することに異議があれば、公告終了日より2か月以内に申し述べるべき旨の公告をします。

また、知れている債権者がいる場合には、当該債権者に対し、郵便等で個別に催告します。

なお、債権者より異議があれば、その債権者に対して債務の弁済、もしくはは相当の担保を供し、又は債権者に弁済を受けさせることを目的として信託会社もしくは信託業務を営む金融機関に相当の財産を信託します。

〈参考：宗教法人法〉

第34条 宗教法人は、合併しようとするときは、規則で定めるところ（規則に別段の定がないときは、第19条の規定）による外、信者その他の利害関係人に対し、合併契約の案の要旨を示してその旨を公告しなければならぬ。

2 合併しようとする宗教法人は、前項の規定による公告をした日から2週間以内に、財産目録及び第6条の規定による事業を行う場合にはその事業に係る貸借対照表を作成しなければならない。

3 合併しようとする宗教法人は、前項の期間内に、その債権者に対し合併に異議があればその公告の日から2月を下らない一定の期間内にこれを申し述べるべき旨を公告し、且つ、知れている債権者には各別に催告しなければならぬ。

4 合併しようとする宗教法人は、債権者が前項の期間内に異議を申し述べたときは、これに弁済をし、若しくは相当の担保を供し、又はその債権者に弁済を受けさせることを目的として信託会社若しくは信託業務を営む金融機関に相当の財産を信託しなければならない。ただし、合併をしてもその債権者を害するおそれがないときは、この限りでない。

▽ 被吸収合併寺院(乙)における 合併手続きについて

吸収合併寺院(甲)から合併についての回答の後、あらかじめ所属するご門徒に対し、理解を求めるための機会(説明会等)を設けることが必要となります。

寺院合併について、ご門徒の同意が得られた場合、その後、被吸収合併寺院(乙)において必要となる合併手続きは、以下の通りです。

なお、吸収合併寺院(甲)の合併手続きと同内容の説明は、省略しています。

1. 門徒総代への諮問

以下の事項について、門徒総代の同意を得ます。

- (1) 吸収合併寺院(甲)に吸収合併されることについて
- (2) 合併契約の内容について

2. 責任役員会での議決

門徒総代の同意を得た以下の事項について、責任役員会で議決します。

- (1) 吸収合併寺院(甲)に吸収合併されることについて
- (2) 合併契約の内容について

3. 門徒その他の利害関係人に対する公告の実施

4. 財産目録等の作成

5. 債権者に対する公告・催告の実施